

公益社団法人 高 分 子 学 会

高分子学会学術賞規程

(2019年5月22日 理事会承認)

(総 則)

第1条 高分子学会学術賞（以下 学術賞）の授賞については、この規程の定めるところによる。

(対 象)

第2条 本賞は、申請時45歳以下の本会会員で、高分子科学の全領域において独創的かつ優れた研究成果を挙げ、研究業績の進展が特に著しいと認められる研究者個人に授与する。

(賞)

第3条 本賞の授賞件数は、毎年2件以内とし、受賞者には賞状および副賞を贈呈する。
2 前号にかかわらず、本賞の授賞件数は、理事会の承認を得て1件追加することができる。

(応 募)

第4条 本賞への応募は自薦とする。応募者は本会指定の応募用紙に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年10月末日までに、学術賞選考委員会（以下選考委員会）に提出する。

(受賞候補者の選考)

第5条 本賞の受賞候補者選考のため、選考委員会をおく。選考委員会に関する内規は、別に定める。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞者の表彰)

第7条 受賞者の表彰は、年次大会の会期中の表彰式で行う。

(本賞の名称および表記方法)

第8条 本賞の英訳名は、SPSJ Science Award 西暦年とする。

補 則

1. この規程は、理事会の承認を得て施行する。

(2016年3月10日理事会承認)

(2016年11月30日理事会承認)